

# 参考資料 1

## ICDに関するWHOの勧告と日本における適用

### 1 WHOにおけるICDの改正について

- WHOは、新しい疾病、臨床（医学的）知識の変化、医学用語の変化、分類表の一層の明確化等に対応するため、ICD-10の改正（アップデート）、すなわち、ICD-10のまま改善（大改正、小改正）を加え、バージョンを更新することとしている。
- 改正の原則は、「基本分類表（tabular list）」の改正は3年ごとの「大改正（Major change）」と毎年行われる「小改正（Minor change）」に分けられており、基本分類表に影響を与えない「索引」については、毎年改正される。
- 大改正については、毎年10月のWHO-FIC協力センター長会議において、WHOが受理したICD-10の改正項目のうち大改正に該当する更新事項が、翌年公表され、指定された大改正の年の1月から施行される。  
小改正については、毎年10月のWHO-FIC協力センター長会議において、WHOが受理したICD-10の改正項目のうち小改正に該当する更新事項が、翌年公表され、その年の翌年1月から施行される。

#### [参考] 大改正と小改正の区分

大改正（Major change）	小改正（Minor change）
<ul style="list-style-type: none"><li>・新たなコードの追加</li><li>・コードの削除</li><li>・コードの移動</li><li>・あるコードについて、3桁分類項目のカテゴリーの変化を伴う索引の改正</li><li>・罹患率もしくは死亡率に関するデータの収集の精度に影響を与えるルールもしくはガイドラインの改正</li><li>・新たな用語の索引への導入</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・あるコードについて、同一の3桁分類項目のカテゴリー内における索引の修正もしくは明確化</li><li>・内容例示表もしくは索引の強化（例：包含、除外項目の追加及び二重分類の追加など）</li><li>・あるコードについて、概念の変化ではなく表現の強化</li><li>・罹患率もしくは死亡率に関するデータの収集の精度に影響を与えないルールもしくはガイドラインの改正</li><li>・誤植の修正</li></ul>

## 2 WHOが勧告する ICDの日本における適用

<u>WHOの勧告</u>	<u>日本の対応</u>	*各枠内は告示事項
<input type="checkbox"/> 3桁、4桁コードと分類名(14,000)  <input type="checkbox"/> 分類方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容例示（ルール）</li> <li>・索引</li> </ul> <input type="checkbox"/> 死因選択ルール  <input type="checkbox"/> 製表用リスト <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡製表用リスト               <ul style="list-style-type: none"> <li>一般死亡（簡約、選択）</li> <li>乳児及び小児死亡（簡約、選択）</li> </ul> </li> <li>・疾病製表用リスト</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 3桁、4桁コードと分類名(14,000) + 独自の細分類  (疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類表)  <input type="checkbox"/> 分類方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容例示（ルール）               <ul style="list-style-type: none"> <li>(日本における事情を考慮)</li> </ul> </li> <li>・索引 + <u>日本の慣用語</u>（日本語のソート）</li> </ul> <input type="checkbox"/> 死因選択ルール（日本における事情を考慮）  <input type="checkbox"/> WHOへの提出は製表用リスト <ul style="list-style-type: none"> <li>国内では日本の事情により独自の表を作成</li> <li><b>疾病分類（大、中、小）</b></li> <li><b>死因分類</b></li> </ul> (参考) 日本独自（人口動態用製表） <ul style="list-style-type: none"> <li>・選択死因分類表</li> <li>・乳児死因分類表</li> <li>・死因年次推移分類表</li> <li>・感染症分類表</li> <li>・死因順位に用いる分類項目</li> </ul>	

### ○アップデートの概要

(2004年改訂分まで)

- ・コードの追加、削除、変更 (約 70箇所)
- 分類名の変更
  - (告示改正を必要とするもの)
- ・内容例示の追加、削除、変更 (約 200箇所)
  - (告示改正を必要としないもの)
- ・索引の追加、削除、変更 (約 600箇所)
- ・死因選択ルールの一部変更 (約 30箇所)

### ○日本への適用に必要な事務

- (1) WHOの一部改正分に係る事務
    - ①内容の確認と訳の適切さの確認
    - ②細分類の設定（日本分類、死因分類）
    - ③索引への慣用語の追加
    - ④疾病分類表（大、中、小）のチェック
- 死因分類のチェック

### (2) 適用に係るとりまとめ事務

- ・総務省告示改正（案）
- ・疾病、傷害及び死因統計分類提要の改訂版
  - 第1巻 総論（死因選択ルール、製表用リスト等）
  - 第2巻 内容例示（コード）
  - 第3巻 索引

### 3 ICD-10 の分類体系



注： 第XXI章は人口動態統計には用いない。

## 4 統計調査に用いる疾病、傷害及び死因に関する分類の名称及び分類表（抜粋）

○統計調査に用いる分類並びに  
疾病、傷害及び死因分類を定める  
政令第三条の規定に基づく疾病、  
傷害及び死因に関する分類の名称  
及び分類表

(平成二年七月一日施行告示第114号)

老母 年式 八年 七月一日施行告示第114号  
同 114号 一川町川口町 第一大郡  
同 114号 七月一日施行告示第114号

統計調査に用いる分類並びに疾病、傷害及び死因を定める  
政令(昭和四十年五月三十日政令第114号)第三条の規定に基づく  
疾病、傷害及び死因に関する分類の名称及び分類表を以下より定  
め、併せて本条第一項から施行する。

昭和四十一年度に於ける統計調査に於ける疾病的名称及び分類表を以下より定  
め、併せて本条第一項から施行する。

1 分類の名称 疾病、傷害及び死因の統計分類(平8総務告113・一部  
改正)

2 分類表(平8総務告113・平13総省告463・一部改正)

一 疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類表

第1章 感染症及び寄生虫症

腸管感染症(A00-A09)

A00 コレラ

- A00.0 コレラ菌によるコレラ
- A00.1 エルトールコレラ菌によるコレラ
- A00.9 コレラ、詳細不明

A01 腸チフス及びバラチフス

- A01.0 腸チフス
- A01.1 バラチフスA
- A01.2 バラチフスB
- A01.3 バラチフスC
- A01.4 バラチフス、詳細不明

A02 その他のサルモネラ感染症

- A02.0 サルモネラ腸炎
- A02.1 サルモネラ敗血症
- A02.2 局所的サルモネラ感染症
- A02.8 その他の明示されたサルモネラ感染症
- A02.9 サルモネラ感染症、詳細不明

A03 細菌性赤痢

- A03.0 志賀菌による細菌性赤痢
- A03.1 フレクスナー菌による細菌性赤痢

A03.2	ボイド菌による細菌性赤痢
A03.3	ソンネ菌による細菌性赤痢
A03.8	その他の細菌性赤痢
A03.9	細菌性赤痢、詳細不明
A04	その他の細菌性腸管感染症
A04.0	腸管病原性大腸菌感染症
A04.1	腸管毒素原性大腸菌感染症
A04.2	腸管組織侵襲性大腸菌感染症
A04.3	腸管出血性大腸菌感染症
A04.4	その他の大腸菌性腸管感染症
A04.5	カンピロバクター腸炎
A04.6	エルシニアエンテロコリチカによる腸炎
A04.7	クロストリジウムディフィシレによる全腸炎
A04.8	その他の明示された細菌性腸管感染症
A04.9	細菌性腸管感染症、詳細不明
A05	その他の細菌性食中毒
A05.0	ブドウ球菌性食中毒
A05.1	ボツリズム<ボツリヌス中毒>
A05.2	ウェルシュ菌食中毒
A05.3	腸炎ビブリオ食中毒
A05.4	セレウス菌食中毒
A05.8	その他の明示された細菌性食中毒
A05.9	細菌性食中毒、詳細不明
A06	アメーバ症
A06.0	急性アメーバ赤痢
A06.1	慢性腸アメーバ症
A06.2	アメーバ性非赤痢性大腸炎
A06.3	腸管アメーバ肉芽腫
A06.4	アメーバ性肝膿瘍
A06.5†	アメーバ性肺膿瘍(J99.8*)
A06.6†	アメーバ性脳膿瘍(G07*)
A06.7	皮膚アメーバ症
A06.8	その他の部位のアメーバ感染症
A06.9	アメーバ症、詳細不明
A07	その他の原虫性腸疾患
A07.0	バランチジウム症
A07.1	ジアルジア症[ランブル鞭毛虫症]
A07.2	クリプトスボリジウム症
A07.3	イソスピラ症
A07.8	その他の明示された原虫性腸疾患
A07.9	原虫性腸疾患、詳細不明
A08	ウイルス性及びその他の明示された腸管感染症
A08.0	ロタウイルス性腸炎
A08.1	ノーウォーク様ウイルスによる急性胃腸症
A08.2	アデノウイルス性腸炎
A08.3	その他のウイルス性腸炎

## 參考資料 2

○社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）

社会保障審議会令  
内閣は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）  
第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 組織  
社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。  
審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。  
審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

第二条 委員等の任命  
委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、専門委員は、厚生労働大臣が任命する。  
委員は、当該専門の事項に関する学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

第三条 任期  
委員は、委員任期等の委員の任期とする。  
前委員は、再任者の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する終了したときは、解任されるものとする。  
その者の任命に係る当該特別の事項に関する終了したときは、解任されるものとする。

第四条 会長  
審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。  
会長には、会務を総理し、審議会を代表する。  
あらかじめその指名する委員の下欄に掲げるとおりとする。

第五条 分科会  
審議会に次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらは、審議会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それ表の下欄に掲げるとおりとする。

統計分科会	医療分科会	福祉文化分科会	介護給付費分科会	医療保険分科会	用金分科会
改進改善の総合企画所 に關する事項を調査及び研究、統計の普及及びの指導に關する事項を調査審議すること。	規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十八号)及び社会福祉法(昭和二十六年法律第三号)及び社会福祉法(昭和二年法律第二百五号)第百二十五条の規定によるその権限に属させられた事項を処理すること。	及び介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)及び介護保険法施行法(平成九年法律第二百四十五号)第百二十五条の規定によるその権限に属させられた事項を処理すること。	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)及び介護保険法(平成九年法律第七十号)、船員健康保険法(大正十一年法律第七十号)、及ぼ昭和五十年法律第七十七号の一部を改正する法律(昭和五十年法律第七十三号)等の規定によるその権限に属させられた事項を処理すること。	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百四十号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第一百一十号)の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。
掌務事務所	掌務事務所	掌務事務所	掌務事務所	掌務事務所	掌務事務所

**第六条** (部会) 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。  
2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長)が指名する。

第七条 番議会に、幹事を置く。  
が任幹事は、關係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣  
幹事は、番議会の所掌事務について、委員を補佐する。

第八条 第二会議が分會の審議會は、委員及び議事に關係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、會議を開き、議決することとする。  
第九条 会議審議會は、委員及び議事に關係のある臨時委員で、前二項の規定は、分科會及び部會の議事に準用する。  
第十条 資料の提出規定期定は、各科會及び部會の議事に準用する。  
第十一条 資料の提出規定期定は、各科會及び部會の議事に準用する。  
第十二条 資料の提出規定期定は、各科會及び部會の議事に準用する。

**第十條** (庶務) 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課においては、そぞれ統計分科会 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課

第 十 一 條 定 め る。	成 環境課 介護給付費分科会 医療保険保険料率分科会 年金運用分科会	三二 医療分科会 福祉文化分科会 厚生労働省医政局総務課 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育 厚生労働省老人保健課 厚生労働省保険局総務課 厚生労働省年金局運用指導課
この政令に定めるもののほか、議事の手続その他 の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて 定めることとする。		

1 2  
この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十  
八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。  
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十  
一号）とあるの一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）とする。

**附則**（平成十四年政令第一九七号）（抄）  
（施行期日）

○社会保障審議会運営規則  
（平成二十三年一月三十日社会保障審議会決定）

(平成十三年一月三十日社会保障審議会決定)

社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）第十一  
一条の規定に基づき、この規則を制定する。

第一條 社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、会長が召集する。  
会長は、審議会を召集しようとするときは、あらかじめ、会期日、場所及び議題を委員並びに議事に關係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。  
前項の議事に關係のある臨時委員の範囲は、会長の決するところによる。  
会長は、議長として審議会の議事を整理する。

第四(分科会及び部会の議決)条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

第五条 第六  
審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとときその他正当な理由があると認めるとときは、会議を非公開とすることができる。<sup>。</sup>会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。<sup>。</sup>

議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。<sup>。</sup>議事録に記載するものとし、議事録の日時及び場所